

大阪府環境管理施策の今後のあり方施策一覧

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			施策事業名称	目的	内容	関連する SDG ゴール	取組情報	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)									
			①	②	③						①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	②環境・社会・経済の統合的向上		③中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	④環境・社会・経済の統合的向上									
			○	◎	◎							◎	◎		◎	◎								
大気環境分野、水環境分野、化学物質対策分野に係る施策																								
1	大気環境 水環境 化学物質	ダイオキシン類について、府域の環境状況を継続的に把握する。	○	○		ダイオキシン類常時監視	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質・底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握します。	3 6 11 14	-大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質9地点。 -地下水質6地点、土壌6地点 【参考】2020年度実績 -大気10地点、河川水質・底質21地点、海域地下水質10地点、土壌10地点	○			◎	○	世界的な課題であるダイオキシン類による環境汚染問題の解決に向けての基礎データを提供するため	ダイオキシン類の環境基準の超過率について情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため	快速・安全な環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため						
大気環境保全分野に係る施策																								
2	大気環境	固定発生源(工場・事業場)からのばい煙等発生を抑制することにより、生活環境保全目標を全地点達成している項目については、その状態を維持する。また、ダイオキシン類については、届出対象施設設置者の自主的削減施策の徹底を推進し、基準の遵守等適切な運用を確認する。さらにPM2.5の生活環境保全目標を全地点で達成する。	○			大気汚染防止のための事業所規制	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOX、SOx、ばいじん、有害物質)、放射性核種化合物、一酸化炭素、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造等に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行います。 また、法、条例による規制の实效性を確保するため、施設の稼働状況と排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者の点検結果等の報告を求め適正な運用を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施します。	3 9 11	-法、条例対策施設の事前届出に対して、規制基準に適合しているかを確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を実施する。 -規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の把握等に応じて事業所に立入検査を行い、取扱施設及び指導等を実施する。 -行政による排ガス等の測定を実施する。	○	◎		○	○	中長期的課題である大気汚染の改善に向けた施策事業であるため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	事業者に対するばい煙、有害物質等の規制を推進することにより、良好な大気環境の保全に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため					
3	大気環境	大気汚染防止法に基づき、大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 PM2.5も含め、全地点で目標達成している項目については、その状態を維持する。	○			微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の徹底	PM2.5について効果的な対策を行うため、環境測定所を設置して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。 また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源等別々の発生源等についての知見を集積すること。	府管理の測定局25局で自動測定による連続測定を行い、播磨第一レーゾーフで24時間連続測定するとともに、専らここに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の把握及び季節変化を把握します。 また、PM2.5濃度が低くなる季節がある場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。 また、測定結果と発生源別対策に係る国の調査・統計状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し、PM2.5の発生メカニズムからの発生源の解析等について調査研究を行います。	3 9 11	-環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理：1施設、18局、自府局：5局、5成分分析：2局)	○			◎	○	環境を越えた広域的な課題となっているPM2.5問題の解決に向けての基礎データを提供するため	PM2.5濃度の現状を連続測定により適切な削減に向けた必要の情報提供を迅速に行うため							
4	大気環境	発令時には対象工場にその情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、工場からのNOxやVOCの排出量を削減する。 10月1日現在排出量2019年度実績(値1,000トン)から削減する。	○	○		光化学オキシダント(VOC)対策の推進	府民の健康を守るため、光化学オキシダント(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を前案に実施するとともに、化学物質管理規制に基づく(事業者)による適切な管理等を推進する。 また、光化学オキシダント等による健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場→NOxやVOCの削減実施を行います。	3 11	-VOCの排出抑制	○	◎					工場・事業場に対し、VOCの排出抑制・指導を前案に実施するとともに、光化学オキシダントには、発令時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことで、事業者の適正な管理等を促進し、府民の健康被害の防止を図る。	NOxやVOCの排出抑制等を促進することにより、府民の生活環境を保全するとともに、大気環境の改善を図る。						
5	大気環境	解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策を徹底し、健康被害のリスクを抑制する。	○			アスベスト飛散防止対策等の推進	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改修・修繕に際してアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、建設リサイクル法の排出規制を適用し、事前審査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行います。 また、2021年4月以降実施された規制対象の拡大等の規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施による健康被害の未然防止を図ります。 「アスベスト飛散防止推進月間」を位置付けている6月に解体現場の府民へのパロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした飛散防止セミナー(堺区吹上町市村と「大阪府「みんなで防ぎ！石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組みの実施を行います。 また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行います。	3 9 11	-解体現場等の立入検査 -規模の大きい作業の石綿濃度測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所による実施) -石綿飛散防止対策セミナー等の開催	○	◎		○	○	中長期的課題である大気汚染の改善に向けた施策事業であるため	解体工事等施工者への規制及び関係団体への周知により気象条件への石綿飛散による住民等の曝露リスクを低減させるため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため						
6	大気環境	大気汚染防止法に基づき大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 二酸化窒素については、①全年度生活環境保全目標(0.06ppm以下)を達成し、さらに②全年度0.04ppm以下を達成する。 光化学オキシダントについては、18時間値0.13ppm(注意喚起レベル)未満を全ての測定地点で達成する。 PM2.5も含め、全地点で目標達成している項目については、その状態を維持する。	○			大気汚染常時監視	府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染測定局を整備するとともに測定局定員の維持増設を推進し、大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表します。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握します(成分分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 長期間の曝露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施します(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経時的に監視します。	3 9 11	-大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) -微小粒子状物質監視25局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 -有害大気汚染物質モニタリング6地点 -石綿監視モニタリング4地点	○			◎	○	光化学オキシダント等の問題の解決に向けて、基礎データを提供するため	大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の達成状況等を含め、府民に対し必要な情報提供を行うため	大気環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため						
7	大気環境	大府自動車排出量削減目標及び自動車排出量削減目標削減計画の目標を達成する。 ※第4次計画はR5年度に策定予定	○	○		自動車NOx・PM総量削減対策の推進	悪化物質(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、道路環境が各都府県自動車排出量削減対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関(関係府町村、道路管理者)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策の取組を、エコドライブの普及や電動車の普及促進等の施策を総合的に推進します。 併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを通じて、道路状況の把握のための調査を実施するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握します。 また、グリーン購入法や大阪府グリーン調達実施要綱に定める、物品納入業者に対するグリーン調達等の指導を行います。	3 9 11	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	環境負荷の低い製品(自動車)の代替を促進し、環境課題の改善に寄与するため	電動車の導入促進により、環境性能の高い自動車の普及に寄与するため	関係機関と連携し、自動車環境対策を推進することにより、良好な大気環境の保全に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため	
水環境保全分野に係る施策																								
14	水環境	河川BODの生活環境保全目標を達成する。	○	○		水質汚濁防止の事業所規制	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、生物学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造等に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行います。 また、法、条例による規制の实效性を確保するため、施設等の稼働状況と排水検査等の結果を求め適正な運用を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排水検査等の測定を実施します。	法、条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造等に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行います。 また、法、条例による規制の实效性を確保するため、施設等の稼働状況と排水検査等の結果を求め適正な運用を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排水検査等の測定を実施します。	3 6 11 14	-排水基準が適用される事業所に、立入・排水検査を実施 -施設等の構造基準が適用される事業所に、立入検査を実施 -環境保全目標超過河川に対する発生源調査と排出事業者に対する指導、啓発を実施	○		◎		○	◎	◎	◎	◎	◎	事業者に対する水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を推進することにより、水質の向上と保全を図り、良好な水環境に寄与するため	良好な水環境の創出・保全に寄与するため		
15	水環境	府域全市町村の生活排水処理率を95%以上をめとし、特に適正処理率が低い自治体の底上げを図る。	○			生活排水対策の推進	河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷を削減するため、「府町村生活排水処理計画」の策定と実施を促進し、下水道や合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でもできる生活排水対策の実践の促進を図ります。	河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷を削減するため、「府町村生活排水処理計画」の策定と実施を促進し、下水道や合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でもできる生活排水対策の実践の促進を図ります。	3 6 11 14	-「府町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、セリング等技術的支援を実施 -生活排水対策に関する街頭啓発やパネル表示等を実施	○			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中長期的かつ世界的な課題である劣悪な水質及び衛生面の向上に寄与するため	下水道や合併浄化槽の整備等により、生活排水による河川等への汚濁負荷の削減につながるため	生活排水対策の推進により、水質の向上と保全を図り、良好な水環境に寄与するため	良好な水環境の創出・保全に寄与するため

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			施策事業等	目的	内容	関連する SDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係					2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)			
			①	②	③						①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	②環境・社会・経済の統合的向上			
												①創発的 内化	②環境・社会 の向上	③リスク・ 移行リスク への対応		①創発的 内化	②環境・社会・ 経済の統合的 向上	③リスク・移行 リスクへの対応	①創発的 内化
16	水環境	総量削減計画に示す目標年度において、COD、窒素(T-N)、りん(T-P)の削減目標を達成する。				総量削減計画の進行管理	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	6 14			○	◎	◎	◎	中長期的かつ世界的な視野である海洋環境や生物多様性の保全につながる取組であるため	総量削減計画の中で、総量規制として、対象事業場に対し、COD、窒素、りん汚濁負荷量の排出規制を行っている。	総量削減計画に基づく取組により、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図るため。		
17	水環境	水質汚濁防止法に基づいて公共用水域の水質等の常時監視を実施し、河川BODの劣化係数を改善するとともに、河川におけるBOD改善を図る。				公共用水域常時監視	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の遵守と環境の改善を把握すること。	3 6 9 11 14				◎	◎	◎	世界的な課題である水資源問題の解決に向けての基礎データを提供するため	健康項目の環境基準の超過等について情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため	水環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため		
18	水環境	大阪湾奥部における水質改善・生物が息を吐く場創出等の環境改善の取組を推進する。				大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁負荷削減の取組を推進する。	「瀬戸内海の環境の保全に關する大阪府計画」に基づき、豊か大阪湾の創出に向けた取組を推進するとともに、国の基本計画の変更等を踏まえ、計画の裏返しに向けた検討を進める。	6 12 14 17				◎	◎	◎	海洋プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全を通して、府民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため。	大阪湾の生態系を豊かするとともに、水質汚濁の抑制、創出のための基礎データの提供に寄与するため		
19	水環境	2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。				おおさか海ごみゼロプランの推進	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め、人の活動に伴うごみの発生を抑制し、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。(目標年度:2030年度)	3 6 8 10 17				◎	◎	◎	海洋プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全を通して、府民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため。	海洋プラスチックごみ対策を行うことにより、大阪湾の水環境や生物多様性の保全を図るため。		
20	水環境	2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。				海岸漂着物等対策	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみを含まない海岸漂着物等の削減を図ること。	12 14 17				◎	◎	◎	中長期的かつ世界的な視野である海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画や「海ごみゼロプラン」(海ごみゼロ)の推進を推進し、海洋プラスチックごみの削減を図るため。	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため。	海洋プラスチックごみ対策を行うことにより、大阪湾の水環境や生物多様性の保全を図るため。		

化学物質対策分野に係る施策

21	化学物質	府域における化学物質排出量を出産を2019年度実績値(1.10トン)から削減する。				環境リスクの高い化学物質の排出削減	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRでは及び大阪府の環境保全に関する条例に基づき、化学物質の排出量の自主的削減、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行うこと。	3 6 9 11 12				◎	◎	◎	事業者による自主的な環境負荷低減の取組を促進する仕組みであるため	環境リスクの低い化学物質の代替を促進するなど環境負荷低減を高める取組であるため	環境リスクの高い化学物質の排出削減の取組を促進するため
22	化学物質	化学物質を取り扱う事業者に対し立入検査等により指導を行うことにより、大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進を図る。				大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方法を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出に基づき、立入検査等が行われよう立入検査等により指導を行います。また、災害時の消防活動より安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取組情報を定期的に提供していきます。	3 6 11 12				◎	◎	◎	事業者による自主的な環境負荷低減の取組を促進する仕組みであるため	災害時の化学物質の流出による環境リスク低減の取組を促進するため	
23	化学物質	化学物質等の環境リスクに関する情報をわかりやすく開示することにより府民の理解を促進するとともに、セミナーの開催等を通じて、リスクコミュニケーションの推進を図る。				化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	化学物質による環境リスクに関する科学的な情報や健康・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。	3 6 9 11 12				◎	◎	◎	事業者による自主的な環境負荷低減の取組を促進する仕組みであるため	府民の環境リスクについての理解を促進するとともに、環境リスクを踏まえた事業者による予防的措置の検討・実施を促進するため	
24	化学物質	事業者や土地所有者等への制度の周知徹底や適正な指導により、土壌・地下水汚染による府民の健康影響の防止を図る。				土壌・地下水汚染対策の推進	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府環境保全条例に関する条例に基づき、土地の所有者が行う土壌汚染の調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。また、有害物質の排出削減や土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。	3 6				◎	◎	◎	環境に負荷を与える行為を規制する仕組みであるため	環境リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため	地下水の保全に寄与するため

快適な地域づくり分野に係る施策

25	快適	自動車騒音、航空機騒音及び新幹線騒音に係る生活環境保全を推進する。				騒音・振動の防止	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動の防止と、騒音・振動に関する府民、事業者、行政の間のリスクコミュニケーションの取組を推進すること。	9 11				◎	◎	◎	生活環境を保全するために、工場・事業者等への騒音・振動対策を推進しているため	関係機関に最新のデータを提供し、騒音・振動対策の推進を働きかけるため。また、市町村に対し騒音・振動規制上必要な知識及び技術を提供することで、対応力を向上させるため。	
26	快適	市町村が実施する悪臭防止に対する規制指導を支援することで、府域の環境保全を図る。				悪臭防止規制指導に関する市町村支援	市町村からの悪臭規制・指導に関する問合せへの対応や、悪臭規制指導に関する市町村が実施している点や府内の悪臭負荷の状況を確認し、そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭負荷等の情報共有や悪臭対策の取組を支援することで、事務の処理方法や悪臭負荷の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援していきます。	3 11				◎	◎	◎	汚染負荷の原則に則った環境規制であるため	悪臭に対する規制指導を担当する市町村への支援を通じ、より良い環境の維持を促進するため。	
27	快適	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき地下水採取の規制等により、地盤沈下の未然防止を図る。				地盤沈下対策に係る規制指導	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき許可の審査のほか、地下水採取の取組を把握するとともに、地下水の採取量について情報の取組を行い、必要に応じて指導を実施します。また、府内の地盤沈下の発生を把握するため、14箇所(地盤沈下・地下水水位観測所)において地盤沈下量と地下水水位の観測を行います。	11				◎	◎	◎	環境に負荷を与える行為を規制する仕組みであるため	環境リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため	

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			施策事業名等	目的	内容	関連する SDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)							
			①	②	③						①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	②環境・社会・経済の統合的向上						
												外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応		自然資本 の強化	外部性の内部化(詳細)	環境効率性の向上(詳細)	環境リスク・移行リスクへの対応 (詳細)	自然資本の強化(詳細)		
28	快速	公害審査会を適切に運営する。				○ 公害審査会	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府域の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めます。 また、公害審査会全体会議を開催し、審査委員会が係属中の公害関係の進捗状況について意見交換を行います。	3 6 11	- 公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。		◎						公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的として設置している機関であるため。				
29	快速	・事業者に対して環境アセスメントの適切な実施を指導する。 ・事後調査結果の報告を受けて必要に応じて事業者等に環境保全についての措置を講じるよう求める。 ・環境の状況の変化などに伴う新たな課題に対応して技術指針を適宜見直す。				○ 環境影響評価制度	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続きを行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営します。また、環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価報告書の作成を指導する心も、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じて事業者等に環境保全についての措置を講じるよう求めます。	3 6 8 9 11 12 14 15	- 環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価報告書の作成等に関する事業者への適切な指導		○	◎	○	○	○	中長期的かつ世界的な課題である削減率の確保に寄与するため。	事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	商業物の発生などの環境負荷の低減を含め、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	化学物質及び温室効果ガスの排出抑制を含め、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	自然資本の持続可能な利用、維持・充実を含め、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	